

平成26年(ワ)第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

原告準備書面(15)

平成28年1月

大阪地方裁判所 第22民事部

合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋 典明

弁護士 上出 恭子

弁護士 和田 香

原告は、本書面において、被告高寿会作成平成28年11月8日付け準備書面に対し、必要な範囲で反論する。

第1 同「第2 安全配慮義務違反(または過失)について」に対して

1 被告高寿会は、原告は不法行為に基づいて安全配慮義務違反を主張しているとするが(同書面2頁)、原告は、不法行為の他、信義則上、在学契約に付随して、学生の生命・身体に対する安全配慮義務(民法415条)も法的根拠としている(訴状訂正申立書3頁)。

2 事情説明書(甲8)の内容を適切に引き継ぐことは、被告高寿会の安全配慮義務違反を履行したとする上で大前提であること

被告高寿会は、事情説明書（甲 8）の内容を B 教員から A 教員に引き継ぐことは法的義務を構成するとは考え難いとして、その理由として「亡輝民は当時 39 歳の社会人経験者であり、未成年者に接するように手取り足取り対応し、あらゆる不安を取り除いてやることまで法的義務があったとは考えがたい」と主張する（同書面 3 頁）。

しかし、事情説明書の内容を引き継ぐことは、「未成年者に接するように手取り足取り対応し、あらゆる不安を取り除いてやる」ためのものではなく、ただでさえ心理的負荷を伴う臨床実習において、いろいろな個性や傾向を持つ実習生の中で、前年に実習中にメンタル不全を起こした実習生については、通常以上の配慮を要するとして対応すべき問題であって、単に年齢や社会経験の有無という形式的な属性を超える問題である。

即ち、安全配慮義務の一般論の議論ではなく、当該亡輝民という生徒に対して、本件臨床実習に向けて、被告高寿会が安全配慮義務として具体的に如何なることを行うべきかという点において、事情説明書（甲 8）の内容を A 教員に具体的に引き継ぐことは必須のことであった。

そして、それが適正になされなかったことはこれまでも主張したとおりである。

3 亡輝民は、実習中止となった場合に例外的な措置をとってもらえるとは理解していなかったこと

(1) 同被告は、「第Ⅳ期実習の途中で何らかの事情で実習中止となった場合、学生に落ち度がなければ、年明けの学内試験の後から国家試験までの間に、他の実習先をお願いをして足りない実習日数を補うことも可能であり、亡輝民はこれを承知しており、原告が主張するような心理的負荷があったとは考えがたい」（同書面 5 頁）と主張する。

しかし、そもそも被告高寿会の主張・立証において、亡輝民に学生に落ち度が

なければ別途実習を実施してもらえるとということを伝えたという具体的な主張・立証もなされていない。

また、亡輝民が同被告主張のような実習中となった場合に学生に落ち度がなければ実習中止になったとしても別途実習を実施してもらえると聞いていたないしはそのように理解をしていたとは到底、考えられない。なぜなら、亡輝民は、前年の実習中に失踪した件について、甲4の診断書の提出もして、過労状態からくる心因性健忘と疑われる病的状態となったことが原因で連絡がとれない状態となったと説明をしており、本来であれば前記「実習生に落ち度のない場合」に該当しうるにも拘わらず、結論として、別の実習の機会是与えられなかった。

このような経験をした亡輝民からすれば、同被告が主張するような例外的な措置はあり得ないと受け止めたと考えるのが自然である。

よって、亡輝民がどんな事情があったとしても実習が中止となれば、前年同様留年のリスクがあると亡輝民は理解し、そのことにより、強い心理的負荷を受けていたことに変わりはない。

- (2) なお、前年の実習中止時には、実習の機会が与えられなかっただけでなく、この際の近畿リハ学院の対応というのは、亡輝民及びその実父の連名で迷惑をかけたとして近畿リハ学院に対してお詫びをさせる「始末書」を作成させ、しかも「万が一、身体的・精神的問題が発症し中断せざるを得ないような状況が発生した場合には、私とその保護者が一切の責任を負い、近畿リハビリテーション学院にご迷惑をかけることはありません」（甲13）という文言が含まれた誓約書を作成させたものであり、真面目に実習に臨んでいてもその負荷から、心身に問題が生じる場合もあるにも拘わらず、そのような実習の実態を度外視して、何かあった場合には実習生とその親に責任を転嫁させるというもので、およそ学院として安全配慮を尽くそうという意識の欠如を示すものであった。

これら文書の存在から、同被告が配慮していたのは訴訟の法的問題へと発展す

るリスクの軽減であって、実習生が実習中に受ける負荷の軽減という学生に対する安全配慮ではなかったことが分かる。

3 診療情報提供書（甲4）から読み取るべき内容

被告高寿会は、甲4の内容から、亡輝民が「精神疾患に罹患した既往を有し、或いは精神疾患になりやすい可能性がある」とは伝わらないと主張する（同書面・5頁）。

しかし、同被告の安全配慮義務を尽くす上で肝心なことは、亡輝民が「精神疾患に罹患した既往を有し、或いは精神疾患になりやすい可能性がある」という情報そのものではなく、「現在の負荷が減った状態では、病的と判断される精神状態は認められません。実習については、負荷が大きくなりすぎないように、相談しながら進めていかれるとよいのではと考えます。」という点である。

即ち、負荷がかかった場合に病的な状態になり得るということが示されているのであり、そのような状態が起きないようにするための調整をすべきであった。同被告の主張は、論点のすり替えをしている。

4 被告高寿会作成の文書（甲47の2）に対して

被告は、甲47の2等の文書について、亡輝民の死亡後に作成をしたことや、「訴訟リスクの回避」のために作成したことから、その内容から直ちに安全配慮義務違反が導かれるものではないと反論する（同書面8頁）。

この点、これらの文書の作成時期が亡輝民死亡後であっても、被告はそれ以前の平成20年9月に本件と同様に実習中に学生が自死をするという経験をしている。当然、別件と本件とでは、実習中の経過や事実関係について、相違点はあるだろうが、実習中における心理的負荷が大きな要因となって自死という事態が生じてしまったという結論、及びその原因・背景には共通点多々ある。そうであれば、被告高寿会は、過去に起きた実習中の自死問題の発生直後に、検証すべき

ことを放置し、繰り返してはならない2度目の本件が発生した後に、これらの文書を作成をしたということに過ぎず、文書の作成時期が亡輝民の死亡後であることは、同被告の負う安全配慮義務の内容や予見可能性に影響を及ぼすものではない。

第2 被告高寿会に予見可能性はあったこと

1 亡輝民は精神疾患に罹患していたと推測されること

亡輝民が、本件自殺に至るまでには、うつ病等の精神疾患に罹患していたと推測出来ることは、原告準備書面(10)・3頁以下で主張したとおりである。

2 同被告は、準備書面10頁以下で指摘する事実経過からして、同被告において「亡輝民の自死を予見し得なかった」と主張する。

(1) 同被告の主張は要は、亡輝民の当時の言動を表面的に見れば亡輝民の自死ということは予見できなかつたということを主張しているに過ぎない。

実習中の心理的負荷がメンタル不全を生じさせるリスクのあるものであることは、原告がこれまでに文献等で主張してきただけでなく、その一般論については、被告作成の文書からしても争うものではないと理解される。

この点、被告作成の文書において、メンタルヘルスの問題発生を防止するために具体策として「メンタルヘルスの潜在的病的状態に対して（特に、健康チェック、ストレスチェックなどから判断する）」（甲47の2・12頁）と指摘されているとおり、通り一遍のやりとりから亡輝民に心身の状況に問題がないと判断するのではなく、「潜在的病的状態」を意識した確認が必要であった。

被告の主張は、そのような確認を怠った結果、亡輝民の異変に気付かなかつたと述べているに過ぎず、それを根拠に予見可能性がないとするならば、学生の状態に無関心であれば責めを負わないという極めて不合理な結果をもたらすもので到底、是認できない。

(2) むしろ、以下の経過からすれば、被告において亡輝民のメンタル不全のリスクについて認識し得た。

① 近畿リハ学院では、平成20年に亡輝民と同様社会人経験のある夜間部の学生が実習中に自殺しており、学生が実習中に自殺することがあることを分かっていた。

② 亡輝民は、前年の実習中に過労で心因性健忘を生じて失踪した。

③ 留年となったため、亡輝民には後がなく、心理的に追いつめられた状況にあった。

④ 辻クリニックは、少なくとも生徒の間では評判の悪い実習先で（甲20の1、甲35の1、2）、亡輝民がA教員に対し「実習先を聞いて緊張感が高まりました」（甲34の1）とメールした内容から、亡輝民が具体的な実習先を聞いて緊張及び不安を抱いていると推測出来る状況にあった。

⑤ 実習開始後の、11月14日には輝民はA教員に宛てて「昨日帰らされかけました。予想通りプレッシャーが強い環境で、一次評価で苦勞しています。」というメールを送り（甲34の1）、実習前に感じていた危惧が実現化し、強い緊張感の元で実習を受けていること、及び前年の中止となった実習時と同様に一次評価、即ち「担当患者の評価」（甲8）に悩んでいる状況にあることを伝えた

⑥ 翌11月15日には、理不尽な理由で叱責され、学校へ帰らされた。

そして、A教員は、この時に亡輝民の話から、11月15日までの実習状況でNバイザーが輝民を「無下にするような発言」（甲6、乙4・2頁）をしたことを認識した。

⑦ 11月21日、亡輝民はA教員に「今日も叱られましたが、どうにか続きます」とのメールを送り（乙4・3頁）、Nバイザーの言動が根本的には改善されていないことが窺えた。

⑧ 11月27、28日

亡輝民はA教員にそれぞれ、電話をして、27日には歩行評価に関する質問を、

28日には、初期評価までしか到達できてない状況を伝えた（乙4・3頁）。

(3) 亡輝民が前年の実習中に失踪していることからして、被告高寿会が指摘する「顕在的病的状態のある学生」にあたり、その学生が、担当バイザーから「無下な発言をされ」その結果、実習先から学校へ帰らされる事態にまで至った。

この段階で、亡輝民が強い心理的負荷を受けていることが明らかで、被告高寿会において亡輝民のメンタル不全のリスクについて認識し得たのであるから、その時点で、亡輝民の心身の具体的な状況をA教員自ら確認すべきであったが、そのようなやりとりがなされたとは、被告高寿会の主張でもなされていない。さらにその後、なんとか実習は続けられているものの「今日も叱られましたが、どうか続いています」というメッセージが出されており、前述のメンタル不全のリスクは解消されていないことが認識し得た。

(4) この点、被告高寿会は自ら作成した文書において「自殺や行方不明などの危険な問題は、そのほとんどが臨床総合実習中において起こりえます。従って、当然ながら本学院では、実習におけるメンタルヘルスの対策が最優先課題と位置づけています。学生がストレスを惹起したりすることのないよう、その兆候に気がつけば早期発見・早期対応に問題発生をゼロに結びつけたいと思います。」（甲47の2・12頁）、「問題発生_{の兆候（シグナル）を捉える情報収集の徹底}」と題して「これまで、学生の精神的疾患、失踪、自殺などの問題発生は、ほとんどが臨床実習において発生している。また、これらは主として学生とスーパーバイザーの関わりにおいて発生していると言っても過言ではない。そこで、問題発生を予防するためにはその実習状況を把握し、問題の兆候（シグナル）を捉え、そして、その兆候に対して積極的に対処することが不可欠と言える。」（甲47の2・38頁、下線原告代理人）と指摘しており、特に、メンタル不全の原因が「主として学生とスーパーバイザーの関わりにおいて発生していると言っても過言ではない。」と被告高寿会自ら分析している中で、亡輝民がバイザーとの関係で強い心理的負荷を受ける具体的な出来事を、既述のとおりA教員は直接認識

していた。

以上より、既に述べた経過からして、被告高寿会がそのほとんどが臨床実習において起きていると述べる「精神的疾患、失踪、自殺」などの問題が起きることは十分予見できたのであり、被告高寿会には予見可能性があった。

第3 本件臨床実習と本件精神疾患の発病及び亡輝民の自死には相当因果関係があること

この点については、原告準備書面(10)・31頁で主張したとおりである。

以 上